

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第5部－第4 生活支援の充実

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
就労支援事業による 就労者数	55 人	94 人	90 人	90 人

生活保護の就労支援プログラムに基づく計画期間中の新規就労者数を示す指標です。自立支援プログラムを拡充することで被保護者の就労による自立助長を図ります。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 生活保護

(1)生活支援の充実	◎ ①生活保護制度の適正な運用
	※ ②生活保護の運用体制の整備
	③相談体制の充実
(2)自立支援の充実	◎ ①自立支援プログラムによる支援の推進
	②就労支援の充実

2 生活のセーフティーネット

(1)生活環境の整備	◎ ①買物環境の整備 (「第2部-第4 1商業環境の整備」参照)
(2)生活基盤の支援	※ ①社会福祉協議会との連携
	※ ②低所得者・離職者支援の実施
	③生活資金の融資あっせん (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)
	④中国残留邦人等への地域生活支援
(3)自立支援の促進	◎ ①生活困窮者自立支援事業の推進
	◎ ②就労支援団体との連携による就職面接会・就職支援セミナーの開催 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)
	◎ ③子ども・若者支援の推進 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照)
	※ ④高齢者就業支援事業の推進 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)
	⑤ひとり親家庭の自立に向けた支援 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)

3 国民年金

(1)年金加入の促進	①相談等の充実
(2)年金制度の改善	①年金制度の充実要請

4 医療保険

(1)国民健康保険事業の運営	①保険財政の健全化
	②保険税の収納率の向上
	③医療費の適正化

	④特定健康診査等による糖尿病を筆頭とした生活習慣病予防の推進 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)
(2)国民健康保険制度の適切な対応	◎ ①国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応 ◎ ②国保データベース(KDB)システムへの参加と活用
(3)後期高齢者医療制度の適切な対応	①後期高齢者医療制度の適切な対応

5 推進体制の強化

(1)関係機関等とのネットワーク強化	◎ ①相談窓口機能・連携の強化 ◎ ②関係機関との連携強化
--------------------	----------------------------------

Ⅲ 主要事業

1-(1)-① 生活保護制度の適正な運用

生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プログラムをはじめとする支援の実施により、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。また、診療報酬明細書の点検等による医療扶助の適正化や資産調査等の取り組みを強化します。

1-(2)-① 自立支援プログラムによる支援の推進

生活保護受給者の社会的・経済的な自立を促進するため、自立支援プログラムに基づき、自立支援員(注3)の活用や関係機関との連携により、就労支援をはじめ、健康管理や金銭管理の支援、債務整理支援等を実施します。

(注3)自立支援員:生活保護受給者の自立を支援するために配置された就労支援員、退院促進支援員、健康管理支援員などの専門の非常勤職員の総称です。

2-(3)-① 生活困窮者自立支援事業の推進

様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的な自立を支援するため、関係機関等と連携し、相談から自立まで継続的な支援を行う「生活困窮者自立支援事業」を実施します。実施にあたっては、窓口を開設し、専門の支援員を配置するとともに、相談者の意向を確認しながら、必要な支援(住居確保給付金・就労準備支援・学習支援等)を行います。また、実施状況を評価・検証する中で事業拡充についても検討していきます。

4-(2)-① 国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応

平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県単位化を見据えて、新たな制度運営に向けた検討と準備を進め、適切に対応します。

4-(2)-② 国保データベース(KDB)システムへの参加と活用

市民の健康増進を図るため、国保連合会が提供し、全国の市町村が共同利用する国保データベース(KDB)システムの、健診・医療・介護の情報を活用することにより、地域の健康課題を把握し、データに基づいた効果的な保健事業を実施します。

5-(1)-① 相談窓口機能・連携の強化

5-(1)-② 関係機関との連携強化

市が実施しているセーフティーネット機能を果たす諸施策をより効果的に実施するため、市民への一層の周知を図るとともに、関係機関等との緊密な連携により、各窓口の機能・連携を強化します。

Ⅳ 推進事業

1－(1)－② 生活保護の運用体制の整備

生活保護制度を適正に運用するため、関係機関との一層の連携強化を図るとともに、地区担当員の増員など実施体制の整備に努めます。

2－(2)－① 社会福祉協議会との連携

2－(2)－② 低所得者・離職者支援の実施

社会福祉協議会との連携を強化し、生活保護世帯を除く低所得世帯への応急援護資金貸付制度や生活再建のための生活福祉資金制度など、低所得者を支援する制度の周知を図ります。